

## 3.10 社会還元促進部門

部門長 平 和昌

### 【部門概要】

#### (1) 研究活動への効果的な支援を通じて研究開発成果を社会に還元

社会還元促進部門は、NICTの研究開発成果を社会へ還元する活動を重点的に行う組織として、今年度から設置された。

研究成果が確実に社会で役立つよう、社会の様々なニーズを把握した上で、NICT内の各研究所と連携して知的財産の獲得に係る活動を行うとともに、NICTの知的財産等を民間企業等へ移転する活動を通じて、研究成果の社会への還元を図っている。また、研究活動のパフォーマンスが最大限に発揮できるよう、効果的かつ効率的な研究支援を行っている。さらに、NICT全体の情報システムの運用を総括し、業務の電子化により事務の効率化・迅速化を推進している。

#### (2) 社会還元促進部門の室構成

当部門は、下記に示す4つの室により構成される。また、各室で実施する業務は次のとおりである。

- ① 研究開発支援室：研究推進に関する相談窓口、研究開発用の無線局の各種申請及び管理、研究装置等の試作開発、研究開発施設等を外部研究者に有償供与する制度の運用などを行っている。
- ② 情報システム室：高度な研究活動が円滑に推進できるよう、NICT内の情報システム（共用ネットワーク、共用サーバ、外部接続ネットワーク、事務部門用共用PC、TV会議システム等）の運用および情報セキュリティの維持・監視を行っている。
- ③ 成果知財展開室：研究成果の特許権化とその管理、論文等も含めた研究成果のとりまとめと外部に向けた情報発信などを行っている。
- ④ 技術移転推進室：研究開発成果の民間等での実利用促進に係る諸活動、研究者自身による実用化を促進するためのNICT発ベンチャーの起業支援などを行っている。

### 【主な記事】

#### (1) 技術移転業務の内製化

技術移転に関する活動は、昨年度まで外部のTLO（技術移転機関）に業務委託して進めてきたが、今中期計画期間においては技術移転業務全般をNICT自らが行うこととし、新たな体制で技術移転業務を開始した。また、それによる効率性の向上も進んだ。

#### (2) 知的財産ポリシーの改訂

NICTの研究開発成果である知的財産を適切に権利化し、その有効活用を図るための基本理念となる「NICT知的財産ポリシー」を、平成24年3月13日に改訂し、知的財産の権利化の目的をより明確化するとともに、この目的を達成するための基本的な考え方を示した。

#### (3) テレワークシステムの構築

ワーク・ライフ・バランスの実現、環境負荷軽減、有能・多様な人材の確保、生産性の向上を目的として事務部門職員向けテレワークシステムの構築を行った。セキュリティの維持を第一に考え、リモートデスクトップの活用により、情報漏えいが起きにくい方法でのテレワークを実現した。

#### (4) 研究開発施設の外部研究者への供与

産学官との研究連携を促進するため、NICTの保有する研究開発施設等の一部を外部研究者に有償供与する「施設等供用制度」の運用を平成24年1月に開始した。